

○三重大学講堂使用細則

(平成16年7月14日細則第69号)

改正 平成17年9月27日細則 平成18年5月18日細則
平成21年3月30日細則 平成21年9月30日細則
平成29年3月30日細則第69号 平成30年3月30日細則第69号

(趣旨)

第1条 三重大学講堂(以下「講堂」という。)の使用に関しては、三重大学講堂使用規程(以下「規程」という。)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(使用許可基準)

第2条 規程第5条第3号及び第4号並びに第6条の規定により使用を許可する場合の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 規程に定める要件を満たしていること。
- (2) 使用目的が営利を目的としないものであること。
- (3) 特定の政治及び宗教等にかかわる集会でないこと。
- (4) その他講堂の使用として適当と認められること。

(使用許可申請書の取扱い)

第3条 別に定める講堂使用許可申請書(以下「申請書」という。)は、別表第1に定める担当部署に提出するものとする。

2 担当部署は、申請書を受け付けたときは、所定の手続を経て、速やかに、学術情報部社会連携チーム(以下「社会連携チーム」という。)に回付するものとする。

(使用許可の手続)

第4条 社会連携チームは、所定の手続を経て、申請者に対し、講堂使用許可書(以下「許可書」という。)の交付又は不許可の通知を担当部署を通じて行うものとする。

(優先順位)

第5条 講堂を使用する場合の優先順位は、規程第5条各号の順、次に規程第6条の規定によるものの順とする。ただし、許可書の交付後はこの限りでない。

(主任施設等操作担当者等)

第6条 規程第16条に定める主任施設等操作担当者は、別表第2に定める職員とする。

- 2 各部局等の長は、年度当初に規程第16条に定める施設等操作担当者を定め、速やかに、社会連携チームに報告しなければならない。
- 3 主任施設等操作担当者は、施設等の円滑な運用を図るため、施設等操作担当者を対象に施設等の操作に関する講習会を年1回以上実施し、操作法を指導するものとする。
- 4 施設等操作担当者は、使用者に対して、講堂の施設等の使用に際しての必要な知識の提供をするものとする。
- 5 行事の運営上必要な施設等の操作については、使用者が行うものとする。ただし、専門的知識を必要とするときは、使用者の責任において専門的知識を有する者を配置するものとする。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、講堂の使用に関し必要な事項は、別に定め

る。

附 則

この細則は、平成16年7月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成17年9月27日細則)

この細則は、平成17年9月27日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成18年5月18日細則)

この細則は、平成18年5月18日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成21年3月30日細則)

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年9月30日細則)

この細則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成29年3月30日細則第69号)

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日細則第69号)

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1((第3条関係))

担当部署

区分	担当部署	規程第9条に定める部局等の長
1 事務局(監査チームを含み、学務部を除く。以下同じ。)が主催する行事に使用する場合 2 事務局の職員が使用する場合 3 下記の区分に該当しないもの	社会連携チーム	事務局長
1 学務部が主催する行事に使用する場合 2 学務部の職員が使用する場合 3 本学の学生の団体(学部に所属する学生等の団体を除く。)が使用する場合 4 本学以外の者が使用する場合であつて学務部が所掌するもの	学務部教務チーム	事務局長
1 上記以外の部局等(以下「部局等」という。)が主催する行事に使用する場合 2 部局等の教職員が使用する場合 3 学部(部)に所属する学生等の団体が使用する場合 4 部局等に関する本学以外の者が使用する場合	当該部局等のチーム及び課	当該部局等の長

別表第2((第6条関係))

主任施設等操作担当者

--

区分	主任施設等操作担当者
舞台設備に関するもの	施設部施設管理課長が命ずる者
1 舞台照明設備に関するもの 2 音響設備(大ホール)に関するもの	施設部施設管理課長が命ずる者
空調設備に関するもの	施設部施設管理課長が命ずる者
1 音響設備(小ホール)に関するもの 2 映像設備に関するもの	社会連携課長が命ずる者